

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

東京労働局長 勝田 智明 様

## 働く者のための「働き方改革」の実現と公正労働条件の確保を求める要請書

人口減少・少子高齢化が急速に進む状況下での経済の自律的、持続的成長が大きな課題となっています。国は、日本の構造的な問題に挑み、未来を切り開く「一億総活躍社会」を目指し、これを可能とする「働き方改革」を実現しようと働き方改革関連法案を現国会に提出しています。

今般、私ども連合東京としてはこの働き方改革・非正規労働者の処遇改善について、要請趣旨に賛同する組織・団体とともに、国と東京労働局に対して、非正規労働者の処遇改善に関して、以下の具体的な要請事項の早急な実現を強く求めるものです。

### 記

#### 1. 労働法制に関する要請（国への要請）

- ① 第196通常国会に上程、審議される(2/20 現在未提出)いわゆる「働き方改革関連法案」における、「高度プロフェッショナル制度」の新設や「裁量労働制の適用拡大」は、長時間労働を助長させるものであり、法案趣旨に反する制度導入であることからこれに強く反対する。法案では、この部分を削除した上での審議を行うこと。
- ② 働き方改革関連法案では、当初計画通り、原則として施行時期を2019年4月とすること。
- ③ パート労働法、労働契約法改正と新名称となる法律で規定するいわゆる「同一労働同一賃金」に関わり、2016年12月ガイドライン案について、職場における処遇改善協議に資する内容を審議会で議論を深め補強する追加指針を作成すること。
- ④ 厚生労働省内で検討されてきた「解雇の金銭解決制度」は勤労者の権利確保の面からは、これを大きく後退させることになる。強くこの制度導入に反対する。こうした勤労者の声をもとづき、検討中止を要請する。
- ⑤ マルチジョブホルダーの保護に向け、雇用保険・社会保険の適用や健康管理、労働安全衛生の確保等に向けた検討を早急に行うこと。
- ⑥ 「自営型テレワーカー」など雇用労働に近い働き方をしているにも関わらず労働法の保護を受けることができない状態にある。契約ルール、最低報酬、安全衛生などについて法的保護をはかること。
- ⑦ 国家戦略特区における雇用・労働分野の規制緩和を行わないこと。
- ⑧ 「過半数代表者」の選出について、適切な運用がはかられるよう、選出手続きを厳格化・適正化するとともに、過半数代表者が行う手段・制度に関する規制を整備する。
- ⑨ 雇用・労働政策に関する立案、決定には、公労使の三者構成である労働政策審議会での議論を尊重すること。

#### 2. 法施行に関わる取り組み要請

##### (1) 労働契約法第18条「無期転換ルール」2018年4月施行に関する内容

- ① 法の趣旨から逸脱した雇止めが発生が生じないよう使用者を強く指導すること。
- ② 対象労働者に無期転換時に労働条件の不利益変更を条件として強いるなどの行為を厳しく禁止、監督・指導すること。
- ③ 上記の発生事例、勤労者の相談には、使用者に適切な雇用継続や労働条件の是正を促し、個別労働紛争解決制度などでの積極的な対応をはかること。
- ④ 特に勤労者の制度認識が深まっていない現状から、非正規労働者の雇用不安の解消施策である制度趣旨を説明する「無期転換ルール」説明・相談会を勤労者向けに重点的に開催すること。

##### (2) 労働者派遣法改正施行に関わる内容

- ① 2015年改正労働者派遣法施行後の運用状況を確認して、派遣労働者の保護強化を進めること。
- ② いわゆる「派遣3年ルール」が2018年10月に施行される。派遣先・派遣受け入れ箇所における必要な労使協議、その実効性を確保するよう指導を徹底すること。
- ③ 同一派遣先3年制限が始まる中、雇用安定措置の完全履行を強く指導すること。措置選択である派遣先での雇用を促進するため、措置のメリットなど実例を挙げた紹介などを実施すること。また、次期派遣先が見つからないなどとする安易な休業補償措置(賃金6割支給)とならないよう事業者を指導すること。
- ④ 特定派遣廃止に伴い、委託・請負が増加すると予想される。偽装派遣の禁止などを徹底すること。

#### 3. 「過労死ゼロ」、長時間労働是正、働き方改革の取り組みに関する内容

- ① 「過労死ゼロ」の実現と長時間労働是正に向け、労働者の健康を確保した適切な運用がはかられるよう周知・指導を徹底すること。また、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の目標達成に向け、労働者が安心して働けるよう、総合的な対策を講じること。
- ② 長時間労働を是正するため、労働者からの相談や過去の指導経緯などから月100時間、月80時間以上の時間外労働が想定される企業などへの監督指導をより強化すること。

③長時間労働の改善、有給休暇の取得促進そして介護、育児、病気の治療と仕事の両立支援など、労使団体と連携する中、これらに関するセミナーを開催し、先進的に進める好事例などを東京労働局としても積極的に紹介すること。

4. 東京労働局管内における労働基準監督官を大幅に増員すること。

日本経済を牽引する東京の労働者の公正労働条件を確保するため、東京労働局管内における労働基準監督官を大幅に増員すること。

5. 外国人技能実習制度に関する内容

①不適切な運営を行っている監理団体または実習実施者が判明した場合には、外国人技能実習機構と協力して、速やかに監督・指導すること。

②地域協議会の構成メンバーに、地域の労使団体および技能実習生を支援する団体を加え、課題や情報の共有化をはかること。

2018年5月

日本労働組合総連合会東京都連合会

会長 岡田啓



(構成組織・本部・地方本部・支部、分会名、または賛同する団体名)

組織名

代表者名

印

東京地方最低賃金審議会

会 長 岩 田 整 様

東 京 労 働 局

局 長 勝 田 智 明 様

## 2018年度 最低賃金に関する要請書

長期の景気回復が数字上では示されていますが、国民・都民がそれを実感できる環境にはありません。過去4年間にわたり春季生活闘争で賃上げが行われたとは言え、その波及効果は中小企業で働く多くの勤労者、非正規労働者にはその一部しか行き渡っていません。社会保険料の負担増、物価上昇などから実質賃金は対前年でたまたまマイナス傾向となっています。

特に、非正規労働者の処遇は期待通りの改善を見せていない中、非正規労働者が世帯主である数も増加しています。一方で、同一労働同一賃金ガイドライン案が発表され、一層の格差是正、正社員と非正規雇用労働者の均等・均衡処遇が進むことが強く期待されています。

連合が昨年再試算した都内の「連合リビングウエッジ」は、時間額で1,120円であり、単身世帯でも183,000円です。今日の東京都地域最低賃金額では大きくこれを下回る額となっています。2020年には東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されます。連合東京は、より安心して働ける環境をめざす意味で、この2020年には最低賃金1,000円以上の額となるよう、ステップを踏む審議を強く要請するものです。

### 記

#### 1. 東京都最低賃金の改定

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催時には1,000円を上回る額となる(2019年10月発効)ことを念頭に、今年度の引き上げ額を審議すること。

#### 2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、社会めざす正規労働者と非正規労働者の処遇格差を是正するための「同一労働同一賃金」を促進する視点を強く持ち、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

以 上

2018年4月

日本労働組合総連合会東京都連合会 会 長 岡 田 啓



(連合東京構成組織・単組、地本・支部・分会)

代表者名・印

印

東京都教育長 様

## 「学校における働き方改革」教職員の長時間労働是正に関する要請

2017年4月に公表された、文部科学省による教員勤務実態調査によると、教員の平均勤務時間は10年前の調査から30分以上増え、1日平均で11時間を超えています。過労死リスクが高まるとされる「過労死ライン」月平均80時間以上の時間外労働に相当する教員が中学校で約6割、小学校で約3割と、教職員の健康や教育の質の確保が危機的な状況です。

中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では、2017年8月に「学校における働き方改革に係る緊急提言」、12月には「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」をとりまとめ、「勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務」「服務監督権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めることが必要」などと指摘しています。

教職員の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、それが教育の質の確保につながります。つきましては、学校における働き方改革を進めるために、教職員の長時間労働を着実に是正するための具体的な方策を実行していただくよう要請いたします。

### 記

1. 学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めるため、ICTやタイムカードなどにより教職員の勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築すること。
2. 学校とともに、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針および計画を策定すること。また、教職員の業務の総量を削減するため、業務量の上限規制を行うこと
3. 緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局などへの連絡方法を確保した上で、学校に留守番電話の設置やメールによる連絡対応をはじめとした体制を整えること
4. 教員給与特別措置法の改正を含めて論議を進めることを国に提言すること。
5. 区市町村教育委員会に教員ひとりひとりの出退勤時刻を把握する必要があることを周知すること。また、公立小中学校に安全衛生法に基づく「衛生委員会」の設置と適正運営を指導すること。

2018年4月

日本労働組合総連合会東京都連合会 会長 岡田 啓



(構成組織・本部・地方本部・支部、分会、または賛同する団体名)

組織名

代表者名

印